

奈良県告示第五百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

田原本町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業田原本町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十年十一月十一日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十年十一月奈良県告示第四百十六号、昭和五十四年四月奈良県告示第二十二号、昭和五十六年十二月奈良県告示第五百八十六号、昭和五十七年九月奈良県告示第三百七十二号、昭和六十三年三月奈良県告示第六百八十四号、平成四年五月奈良県告示第九号、平成八年五月奈良県告示第八十七号、平成十一年三月奈良県告示第六百六十七号、平成十五年三月奈良県告示第六百十八号、平成二十年三月奈良県告示第四百六十七号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百三十一号の事業地のうち田原本町大字千代字辰巳柳田及び字見舞尻、大字阪手字五ノ坪及び字八ノ坪、大字小阪字野所、字勾田及び字斎田、大字八尾字西ノ辻、字横田、字山本及び字尾枝、大字蔵堂字コイチ、大字味間字イノシリ及び字的場、大字大木字カキノモリ、大字為川南方位池田柱、大字黒田字小南、大字法貴寺字馬場、字サイドノ、字サザワキ、字北サザワキ、字五反田、字サイネン、字四ッ辻、字九ノ坪、字小垣内及び字マトバ、大字今里字東永井及び字古川、大字唐古字加茂田、字井吹、字直田、字高縄手、字初瀬田及び字樋ノ尻、大字十六面字島田及び字西殿、大字富本字飛田、

大字新木字美鳥、字下若宮及び字上若宮、大字矢部字梨ノ木及び字塩田、大字八田字磯垣本、字市場、字大中、字平田、字西王寺、字東王寺、字水口、字五京及び字北田部、大字西代字西ノ辻、大字多字九ノ坪、字十六、字堀尻、三ノ宮ノ町、字飯田、字大畠代、字ホリケ、字上タヤ及び字西五ノ坪、大字満田字シフンダ、字菱メ田、字コシツカ、字金田、字東大根田、字西大根田、字大根田、字補津、字七板、字フテノキ、字爪有田、字古下、字芝尾、字畑ヶ田、畦上石蔵及び字中野田、大字佐味字タイノ垣内、字草壁、字ナカサミ、字ニイズカ、字コセダ、字下インノ森、字上インノ森、字インノ森、字清水及び字ヤナイダ、大字金剛寺字マブシ、大字東井上字コヲラヤ及び字カハラヤ並びに大字西井上字九ノ坪、字ナマズ、字僧ノ坪、字拾ノ坪、字下半田、字大木田及び字院田を削り、田原本町大字小阪字南小セ及び字多井、大字保津字保津田、大字宮古字九ノ坪及び字四ノ坪、大字蔵堂字下幸田、大字味間字ホシカハ及び字ニゴリ、大字為川南方字渡辺、大字法貴寺字ノカセ、字太田垣内、字丹波山、字ウノベタエ及び字出口、大字今里字西ノ辻、大字十六面字十六面、大字富本字深田、大字松本字川当、大字矢部字東道畝、字宮ヶ町、字岩庫及び字萬角田、大字宮森字ミタ町川内、大字八田字奥西、字宮北、字宮西及び字吉垣内、大字西代字小南、大字多字五ノ坪、字木ノ下、字坂シ、字マヤ、字ヒジ川及び字タシコ、大字満田字アテノ木、大字佐味字タカスナ及び字オヨド、大字大綱字ムツオレ、字長田及び字オクバタ、大字平野字五才田及び字間西、大字金剛寺字丁子坪、大字東井上字大日及び字ミノ並びに大字大安寺字イガミ地内において事業地を変更する。